

田原市骨髄等提供者等助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢^{しょう}血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「提供者」という。）及び提供者が勤務する事業所に対し、田原市骨髄等提供者等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、提供者等の負担の軽減を図るとともに、骨髄等の移植の推進に寄与することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 骨髄等の提供日に、田原市の住民基本台帳に記録されている提供者
- (2) 骨髄等の提供日に、前号に規定する提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体による同種又は同類の制度による助成等を受けている者は、助成金の交付の対象としない。

（助成金額）

第3条 交付すべき助成金の額（以下「助成金額」という。）は、骨髄等の提供のための通院、入院又は面談（以下「通院等」という。）の日数に応じて別表に定めるとおりとする。ただし、算定することができる日数の上限は、1回の骨髄等の提供につき通算7日とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする提供者は、田原市骨髄等提供者等助成金交付申請書【提供者用】(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類(通院等の日数を確認することができるものに限る。)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所は、田原市骨髄等提供者等助成金交付申請書【事業所用】(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号の書類は、提供者が前項の規定による交付申請を行った場合は、添付を要しないものとする。

(1) 前項第1号に規定する書類

(2) 提供者との雇用関係が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書は、骨髄等の提供日から1年以内に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

2 市長は、交付決定をしたときは、田原市骨髄等提供者等助成金交付決定通知書(様式第3号)により、助成金を交付しないことを決定したときは、田原市骨髄等提供者等助成金交付却下通知書(様式第4号)により、助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 交付決定を受けた者は、速やかに田原市骨髓等提供者等助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、前条第2項の規定により助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の骨髓等の提供について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

対象事項	助成金額	
	提供者	提供者が勤務する事業所
健康診断のための通院	1 日につき 2 万円	1 日につき 1 万円
自己血採血のための通院		
骨髄等採取のための通院 又は入院		
骨髄バンク又は医療機関 が必要と認める通院等。 ただし、骨髄等の再手術 又はこれに関連した医療 処置によって生じた健康 被害に係る通院等は、除 く。		

様式第 1 号（第 4 条関係）

田原市骨髓等提供者等助成金交付申請書【提供者用】

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日

年

月

日

電話番号

田原市骨髓等提供者等助成金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、田原市骨髓等提供者等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

【申請内容】

交 付 申 請 額	金 円（計 日分）
骨 髄 等 の 提 供 日	年 月 日
提 供 日 時 点 の 住 所	〒

【確認事項】 ☐ にチェックを入れてください。

☐ 私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供、確認及び調査に同意します。

☐ 私は、他の地方公共団体が実施する同種又は同類の制度による助成等を受けていません。

【添付書類】

(1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証する書類（通院等の日数を確認することができるものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

田原市骨髓等提供者等助成金交付申請書【事業所用】

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 所 在 地
事業所名並びに
代表者職及び氏名
電話番号

田原市骨髓等提供者等助成金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により、田原市骨髓等提供者等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

【申請内容】

交 付 申 請 額		金 円（計 日分）		
提 供 者	フリガナ		生年 月 日	年 月 日
	氏 名			
	骨 髄 等 の 提 供 日	年 月 日		
	提供日時点 の 住 所	〒		

【確認事項】 ☐ にチェックを入れてください。

☐ 当事業所は、他の地方公共団体が実施する同種又は同類の制度による助成等を受けていません。

【添付書類】

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証する書類（通院等の日数を確認することができるものに限る。）
- (2) 提供者との雇用関係が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

※ (1)は、提供者が自身の助成金交付申請を既に行っている場合は不要

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

田原市長

田原市骨髓等提供者等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました田原市骨髓等提供者等助成金について、
下記のとおり交付することを決定しましたので、田原市骨髓等提供者等助成金
交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

助成金交付決定額 金 _____ 円

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

田原市長



田原市骨髓等提供者等助成金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました田原市骨髓等提供者等助成金について、
下記の理由により却下しましたので、田原市骨髓等提供者等助成金交付要綱第
5 条第 2 項の規定により通知します。

記

申請却下の理由

様式第 5 号（第 6 条関係）

田原市骨髓等提供者等助成金交付請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は事業所名
並びに代表者職及び氏名
電 話 番 号

田原市骨髓等提供者等助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり田原市骨髓等提供者等助成金の交付を請求します。

請求金額 金 _____ 円

なお、上記の金額については、次の口座に振り込みを依頼します。

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合									本店 支店
口座の種類	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号								
(フリガナ)										
口座名義人	(注)申請者本人名義の口座を記入してください。									